金和6年3月から

国民年金保険料の口座振替・クレジットカード納付で の前納について、年度の途中からまとめて振替(立替) できるようになります

振替(立替)方法に前納(6カ月前納・1年前納・2年前納)をご選択の場合

〈現在は〉

▶ 初回振替(立替)から当年度3月分までは1カ月分ずつ毎月振替(立替)し、4月末に翌年度以降 の保険料をまとめて振替(立替)





3月分までは毎月振替(立替)(割引なし)



翌年度以降の保険料を4月末にまとめて振替(立替)(割引あり)

※6ヵ月前納の場合は、上記のほか、9月末まで1ヵ月分ずつ毎月振替(立替)し、最初の10月末にまとめて振替(立替)

〈令和6年3月以降の受付分からは〉

▶ 年度の途中からでも、年度末(または翌年度末)までの保険料をまとめて振替(立替)





<u>初回振替(立替)時に当月分から当年度3月分(または翌年度3月分)</u>までまとめて振替(立替)(割引あり)

初回振替(立替)後最初の4月末に1年分(または2年分)まとめて振替(立替)(割引あり)

※6カ月前納を選択した方で初回振替日が5月末から9月末となる場合は、最初の10月末に初めて6カ月分まとめて(前納)の振替(立替)となります。

※□座振替の場合、初回振替時に前月分の保険料が未納の場合は、前月分の保険料と併せて振替します。



/!\ ご注意ください!

令和6年度3月以降は、これまでの申出書では受け付けできなくなりますので、ご使用いただく 場合は、令和6年2月末までにお手続きください。

令和6年3月以降に□座振替またはクレジットカード納付のお申し込みをいただく場合の申出書は、 令和6年3月1日から年金事務所等の窓□で配布するとともに、日本年金機構のホームページで掲載 されます。

間 住民課戸籍担当 ☎ 56-2123

高額介護合算療養費について

高額介護合算療養費とは

世帯で1年間(8月1日~翌年7月31日)の医療費と 介護サービス費の両方の自己負担額を合算して、基準額 (世帯の限度額)を超えた場合には、申請により、その 超えた額が支給されます。

支給対象となる方には、毎年3月から4月頃に申請のお知らせをお送りします。



- ▶ 医療費、または介護サービス費の自己負担額のいずれかが0円の場合は対象となりません。
- ▶ 基準額を超える額が500円以下の場合は、支給の対象となりません。
- ▶ 新たに後期高齢者医療制度に加入された方、北海道外から転入された方など、申請のお知らせを お送りできない場合があります。

令和4年度分計算期間

令和4年8月1日~令和5年7月31日

666

基準額表

負担割合	区分			基準額(世帯の限度額)	
3割				【課税所得690万円以上】212万F	刊
	現役並み所得者			【課税所得380万円以上】141万円	円
				【課税所得145万円以上】 67万円	円
2割	一定以上所得者			5 6万円	
1割	一般			2071	
	住民税非課税世帯	区分Ⅱ	(※1)	3 1 万円	
		区分I	(%2)	19万円	

- ※1 世帯全員が住民税非課税で区分 I に該当しない
- ※2 世帯全員が住民税非課税であり、世帯全員の所得が0円(公的年金控除は80万円を適用。給与所得が ある場合、その金額から10万円を控除)、または老齢福祉年金を受給している方
 - 園 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 290 5601 住民課後期高齢者医療担当 ☎ 56 2122

上むかっぷ。9 2024年2月号